

湯河原町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 6 月 24 日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第 20 号

湯河原町消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する
規則

湯河原町消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 8 年湯河原町規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の前半に 1 回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、」を「1 回以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。